

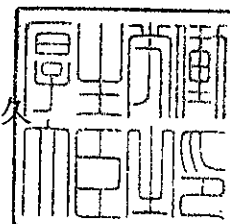
厚生労働省発基0302第2号

平成27年3月2日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案要綱（労働基準法施行規則の一部改正関係）」（別紙）について、貴会の意見を求める。

子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（労働基準法施行規則の一部改正関係）

第一 居宅訪問型保育事業における家庭的保育者にかかる休憩時間の自由利用の適用除外

労働基準法第三十四条第三項の規定を適用しない労働者に、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業において保育を行う家庭的保育者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合を除く。）を加えること。

第二 附則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行すること。